

66 明治義塾法律学校呼称の届 (明治十七年九月)

(欄外注記¹)
明治十七年十月 三日受
三日出

七等属布施仲男(印)

知事 書記官 学務課

神田区明治義塾法律研究所ヲ明治義塾法律学校ト改称届出ノ義
ハ不都合無之旨被存候且ツ明治義塾ハ相廃シ候旨届出ニ付併テ
呈一覽候也

(欄外注記²)
校名改称御届

神田区錦町二丁目二番地

明治義塾法律研究所

一右ハ今般都合ニ依リ明治義塾法律学校ト改称仕候間此段御届仕候也

右校主

明治十七年九月三十日

桂 敬義(印)

東京府知事 芳川顯正殿

前書届出候ニ付奥印候也

神田区

学務委員 井上安右衛門(印)

神田区長 沢 簡徳(印)

(欄外注記3)
御 届

一今般都合ニ依リ明治義塾相廃シ申候間此段御届仕候也
(貼紙下)(本塾政治科)

神田区錦町二丁目二番地

明治義塾校主

明治十七年九月三十日

桂 敬義(印)

東京府知事 芳川顯正殿

前書届出候ニ付奥印候也

神田区

学務委員 井上安右衛門(印)

神田区長 沢 簡徳(印)

(欄外注記1)

「謄録済」

明治義塾

(欄外注記2)

「戊一七八三」

(欄外注記3)

「戊一七八二」

〔明治十七年 回讀録第七類 各種学校書類 学務課

614 C5 5〕